

川西市制70周年記念協賛事業募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市制70周年を記念する事業として市が協賛するもの（以下「協賛事業」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 協賛事業の対象は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に開始し、かつ、完了するもの
- (2) 市内を中心に活動する市民及び市民団体、事業所、企業等が実施するもの
- (3) 市内で行うもの
- (4) 実施団体の構成員以外のもので広く参加できるもの
- (5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協賛事業の対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (2) この要項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 市の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用され、又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 当該事業に、川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関与し、又はそのおそれがあるもの
- (6) 営利を主たる目的とすると認められるものであって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業ではないもの。ただし、市制70周年記念の気運の醸成に貢献すると認められるときは、この限りでない。
- (7) その他市長が適当でないとして認めるもの

(事業の申請)

第3条 協賛事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川西市制70周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号）に事業内容、参加対象者、開催日時場所等の事業の概要が分かる書類を添えて提出し、又は協賛事業申請フォームから申請する方法により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が認める場合

(事業の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、承認の適否を決定し、川西市制70周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式第2号）によ

り、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第1項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 「川西市制70周年記念協賛事業」の冠称（「川西」の字句を省略したものを含む。以下同じ。）の使用

(2) 川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴの使用

(3) 市の広報媒体による事業の周知

（事業内容の変更等）

第5条 事業者は、承認された協賛事業の内容を変更しようとするときは、川西市制70周年記念協賛事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、又は協賛事業変更申請フォームから申請する方法により、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合における市長の承認については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「川西市制70周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式第2号）」とあるのは、「川西市制70周年記念協賛事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

3 事業者は、承認された協賛事業の実施を中止しようとするときは、川西市制70周年記念協賛事業中止届出書（様式第5号）を提出し、又は協賛事業中止届け出フォームから届け出る方法により、市長に届け出なければならない。

（承認の取消等）

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたと認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該事業者が協賛事業を実施すること又は当該事業者の実施する事業を協賛事業とすることが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、川西市制70周年記念協賛事業承認取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しによって生じた損害について、一切の責任を負わない。

（実施報告）

第7条 事業者は、当該事業終了後、速やかに川西市制70周年記念協賛事業実施報告書（様式第7号）に事業内容の分かる資料、写真等を添えて、又は実施報告フォームから市長に報告しなければならない。

(責任の制限)

第8条 事業者は、冠称の使用その他協賛事業の実施に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(事業経費)

第9条 協賛事業の実施に要する経費(第4条第3項第3号に係るものを除く。)は、事業者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
2. この要綱は、令和6年12月31日限り、効力を失う。ただし、第7条から8条の規定は、失効後もなおその効力を有する。